

## 【1～3年生対象】長野県が募集する高校生等奨学給付金制度のご案内

長野県高校生等奨学給付金の募集について案内します。（応募希望者は以下のとおり手続きしてください。）

### 【提出先・提出期限】

提出先：学生課学生係窓口（学生課①窓口）

提出方法：各自必要書類を記載のうえ、以上提出先に提出（窓口、もしくは郵送）

提出期限：（通常給付）2023年8月17日（木）（必着）（厳守）

（家計急変）2023年12月14日（木）（必着）（厳守）

（家計急変については、申請日が遅くなるほど支給額は少なくなります。7月1日までに家計急変している場合、2023年7月18日までに以下の学生課提出書類を提出してください。）

### 【奨学金概要】

《対象者》 対象学年：1～3年生

令和5年7月1日時点で以下の全ての要件を満たしている世帯

- ①保護者等が長野県在住であること
  - ②本校在学学生であること
  - ③・**道府県民税所得割額・市町村民税所得割額非課税世帯、または生活保護（生業扶助）受給世帯**であること（通常給付）
  - ・**家計急変等による経済的理由から道府県民税所得割額・市町村民税所得割額非課税相当**となった世帯であること（家計急変）
- （詳細は以下の長野県ホームページをご確認ください。）

《奨学金額》

（通常給付）

添付ファイル「高校生等奨学給付金対象確認シート」参照。

（家計急変）

- （1）7月1日までに家計急変し、7月18日までに必要書類を学生課学生係へ提出した場合  
世帯区分に応じた給付額。（別添「高校生等奨学給付金対象確認シート」参照。）
- （2）7月2日以降に家計急変し、必要書類を学生課学生係へ提出した場合  
世帯区分に応じた給付額の12分の1に相当する額に、申請のあった日の属する月の翌月から3月までの月数を乗じた額。

例：6～8月の給与から推定した年収が非課税世帯相当であり、家計急変発生月が8月と認められるが、申請は9月にあった場合

一年額のうち6か月分（10～3月分）の金額を算定し給付。

《支給期間》

1人の高校生等につき年1回、通算3回（上限）

### 【学生課提出書類】

- ・添付ファイル「高校生等奨学給付金受給申請書等の提出方法（課税証明書等提出保護者用）」、「高校生等奨学給付金受給申請書等の提出方法（家計急変申請者用）」記載の書類
- ・在学証明書

▽長野県ホームページ（長野県高校生等奨学給付金制度のページ）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/gakko/gakko/hi-kyuhukin.html>

**【注意事項】**

長野高専では本年度、新入生早期給付以外の申請を対象とします。

**【添付ファイル】**

（参考資料）

- ・ [別紙1 【長野工業高等専門学校】令和5年度 奨学給付金スケジュール](#)
- ・ [高校生等奨学給付金対象確認シート](#)
- ・ [課税証明書（サンプル）](#)
- ・ [高校生等奨学給付金受給申請書等の提出方法（課税証明書等提出保護者用）](#)
- ・ [高校生等奨学給付金受給申請書等の提出方法（家計急変申請者用）](#)

（各種申請書）

- ・ [長野県高校生等奨学給付金受給申請書](#)
- ・ [高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書](#)
- ・ [高校生等奨学給付金口座振込依頼書（様式第2号）](#)
- ・ [扶養誓約書（様式第3号）](#)

【問合せ先】長野高専学生課学生係  
TEL：026-295-7131

## 【長野工業高等専門学校】令和5年度 奨学給付金スケジュール

給付回数	給付可能メニュー		学校への書類提出期限 (※)	支給予定日	備考
	通常給付	家計急変			
1回目	○	○	6月22日(木)	7月31日(月)	
2回目	○	○	7月18日(火)	8月30日(水)	
3回目	○	○	8月17日(木)	9月29日(金)	通常給付最終
4回目	△(※)	○	9月19日(火)	10月30日(月)	
5回目	△(※)	○	10月10日(火)	11月29日(水)	
6回目	×	○	11月16日(木)	12月22日(金)	
7回目	×	○	12月14日(木)	1月31日(水)	家計急変最終(原則)

(※)通常給付の申請期限はやむを得ない事由がある場合を除き、8月17日が最終期限となります。

長野県高校生等奨学給付金事務処理要領に規定する「やむを得ない理由」により提出できなかった場合のみ、9月19日(火)、10月10日(火)の申請受付を可とします。また、上記日程以外での給付は行うことができません。

ただし、2月中に家計急変の申請の相談があった場合は個別にご相談ください。

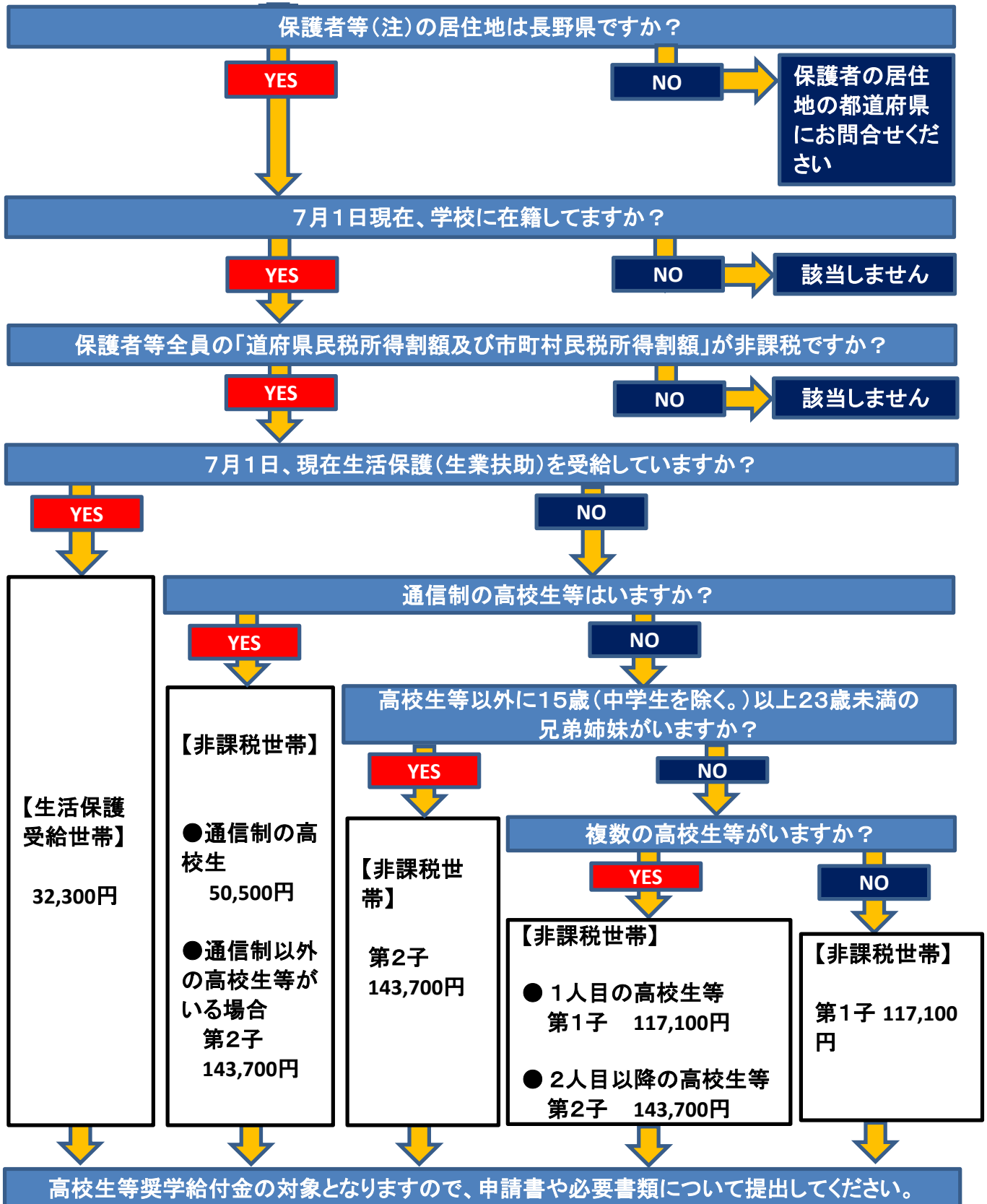
また、「税の申告が未了である者」については、8月末までに申請書等の提出があり、9月末までに税の申告を済ませた場合には、5回目、6回目の入力を受け付けます。9月末までに申告を行わなかった者については、非課税世帯であっても受付を行うことができません。

ただし、やむを得ない事情により税の申告が10月以降となった場合は除きます(こちらについても個別にご相談ください)。

(例)税が未申告であることが判明した後、直ちに申告を行おうとしたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により税務署側の受付が遅くなり10月以降となった 等

# 高校生等奨学給付金 対象確認シート

※7/1時点で認定を行う場合



(注) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

# 市町村民税課税証明書（サンプル）

※訂正欄

住所 長野県〇〇市東長野1丁目1番1号

氏名 長野 一郎

高校生等奨学給付金認定の際に判定する税額は、この欄(道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額)に記載されている金額(均等割額は含めません。)となります。保護者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がそれぞれ100円未満の場合は、奨学給付金が支給されます。(返済していただく必要はありません。)

年度	市所得割額	82,200 <sup>円</sup>	市均等割額	3,000 <sup>円</sup>	年税額	(摘要)
令和5年度	県所得割額	54,800 <sup>円</sup>	県均等割額	1,500 <sup>円</sup>	141,500 <sup>円</sup>	

令和4年分 合計所得金額	3,930,400 <sup>円</sup>
合計所得の内訳	
給与所得	3,930,400 <sup>円</sup>
★以下	余白★ <sup>円</sup>
	<sup>円</sup>
	<sup>円</sup>
	<sup>円</sup>
	<sup>円</sup>
	<sup>円</sup>
	<sup>円</sup>
給与収入額	(内:専従給与-----) <sup>円</sup> 5,589,250
年金収入額	----- <sup>円</sup>

所得控除の内訳			
医療費控除額	158,700 <sup>円</sup>	基礎控除額	330,000 <sup>円</sup>
特定・他扶養	780,000 <sup>円</sup>	★以下	余白★ <sup>円</sup>
社保控除額	765,432 <sup>円</sup>		<sup>円</sup>
控配特控除	310,000 <sup>円</sup>		<sup>円</sup>
生保控除額	70,000 <sup>円</sup>		<sup>円</sup>
地保控除額	5,400 <sup>円</sup>		<sup>円</sup>
寄付金控除額	0 <sup>円</sup>	控除合計	2,419,532 <sup>円</sup>
専業従事者	人 --	繰越控除額	----- <sup>円</sup>

控配	扶養						扶障			本人						
	老人	特定	内同居	老人	年少	その他	内同居	特別	その他	障害	その他	寡婦	一般	特別	寡夫	勤労学生
一般	--	1	--	--	1	1	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記のとおり相違ないことを証明します。  
令和5年7月2日

高等学校等就学支援金に係る届出書等提出の際は、「控配(控除対象配偶者の略)」欄に「\*」又は「有」の表示がある場合、配偶者の課税証明書等の提出は原則として不要としていますが、高校生等奨学給付金に係る申請書等提出の際は、「控配」欄に「\*」又は「有」の表示があっても、必ず配偶者の課税証明書等も提出してください。

長野県〇〇市長 長野 二郎 印

## 高校生等奨学給付金受給申請書等の提出方法

### 1 提出書類

- (1) 高校生等奨学給付金受給申請書 (様式第1号)
- (2) 保護者等全員分の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類 (下記3(3)を参照してください)  
※(4)【生活保護受給世帯の場合】の書類を提出する場合は提出不要です。  
※高等学校等就学支援金に係る収入状況届出書等に課税証明書等を提出している場合、当該書類の提出は省略することが可能です。
- (3) 口座振込依頼書 (様式第2号)
- (4) 【生活保護受給世帯の場合】7月1日時点での生業扶助 (高等学校等就学費) の措置状況がわかる書類 (生業扶助受給証明書又は生活保護受給証明書)
- (5) 【非課税世帯のうち第2子以降の区分該当の場合】高校生等及び15歳 (中学生は除く。) 以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹について、扶養していることが確認できる書類 (健康保険証等の写し (国民健康保険証の場合は併せて扶養誓約書 (様式第3号))  
※(4)(5)は、令和5年7月1日時点における状況が確認できる書類が必要となります。

### 2 提出期限

8月17日 (木) (最終) 長野高専学生課学生係窓口 (学生課①窓口) 必着  
詳細は別紙奨学給付金スケジュールのとおり

### 3 提出書類等に係る留意事項

- (1) 高校生等奨学給付金受給申請書は、別紙「記入上の注意」及び記載例を参考に記載願います。
- (2) 所得の有無にかかわらず、必ず令和5年7月1日現在の保護者等に係る道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類を全員分提出してください。
- (3) 上記1(2)「保護者等全員分の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類」は、以下のいずれかの書類を提出してください。(源泉徴収票では道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は確認できませんので、御注意願います。)  
ア 令和5年度分 (令和4年1月～令和4年12月收入分) の課税証明書 (別紙サンプル参照)  
※市町村役場税務課で発行されます。名称は市町村により異なります。  
イ 毎年5月頃に勤務先から配布される市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書の写し (給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合に使用可)  
ウ 毎年6月に発行される市町村民税の納税通知書の写し (個人事業者等の場合)
- (4) 生活保護法による生活扶助を受けている世帯の場合は、生活保護を受給していることのわかる証明書を提出してください。
- (5) 高等学校等就学支援金に係る収入状況届出書等に添付が必要な書類と重複する場合、当該書類の提出は省略することが可能です。
- (6) 保護者以外の家族に収入がある場合でも、その家族の課税証明書等の提出は不要です。
- (7) 課税証明書・非課税証明書は原本の提出を原則としますが、提出対象の高校生等が複数名いる世帯等の場合はコピーの提出でも可とします。

今回提出されました申請書等に記載されている個人情報、奨学給付金に係る事務の目的以外には使用しませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 高校生等奨学給付金受給申請書等の提出方法

### 1 提出書類

- (1) 高校生等奨学給付金受給申請書 (様式第 1 号)
- (2) 家計急変前後の所得状況を証明する書類
  - ア 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類  
(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等)
  - イ 家計急変前の収入を証明する書類  
(課税証明書 等)
  - ウ 家計急変後の収入を証明する書類  
(再就職先の会社作成の給与見込、再就職先の直近の給与明細 (3 ヶ月分)、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等)
  - エ 扶養親族を証明する書類  
(扶養している配偶者及び扶養親族 (大学生相当まで) の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 等)
- (3) 口座振込依頼書 (様式第 2 号)
- (4) 【非課税世帯のうち第 2 子以降の区分該当の場合】高校生等及び 15 歳 (中学生は除く。) 以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹について、扶養していることが確認できる書類 (健康保険証等の写し (国民健康保険証の場合は併せて扶養誓約書 (様式第 3 号)))  
※(4)は、申請日時点における状況が確認できる書類が必要となります。

### 2 提出期限

12 月 14 日 (木) (最終) 長野高専学生課学生係窓口 (学生課①窓口) 必着  
詳細は別紙奨学給付金スケジュールのとおり

### 3 提出書類等に係る留意事項

- (1) 高校生等奨学給付金受給申請書は、別紙「記入上の注意」及び記載例を参考に記載願います。
- (2) 所得の有無にかかわらず、必ず家計急変前後の所得状況を証明する書類を全員分提出してください。
- (3) 高等学校等就学支援金に係る収入状況届出書等に添付が必要な書類と重複する場合、当該書類の提出は省略することが可能です。
- (4) 保護者以外の家族に収入がある場合でも、その家族の課税証明書等の提出は不要です。
- (5) 課税証明書・非課税証明書は原本の提出を原則としますが、提出対象の高校生等が複数名いる世帯等の場合はコピーの提出でも可とします。

今回提出されました申請書等に記載されている個人情報、奨学給付金に係る事務の目的以外には使用しませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。





様式1-2 (その1)

【保護者等の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

<input type="checkbox"/>	生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤もしくは⑥または(3)のいずれかの□にレ印を付けてください。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	○所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	--

【生業扶助の受給状況について】 **※必須項目**

上記【保護者等の収入の状況について】の(2)または(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	---

【扶養親族の状況について】(非課税世帯のみ記入してください。)

※当該世帯に認定基準日において、高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
扶養親族の状況					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

## 記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
 (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

## 留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

令和5年7月1日

長野県教育委員会教育長 様

記入日を記入

高校生等奨学給付金受給申請書

※必須項目

次の4点を確認の上、口にし点を付けてください

確認してチェック

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、長野県の求めに従いその金額を即時返還します。
- 私は長野県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行いません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設（母子生活支援施設の高校生等を除く）の支弁対象ではありません。

申請者氏名欄は保護者の名前を記入

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒 399-9999	ふりがな	こうせん いちろう
	長野県〇〇市..... TEL (026) 2△△ - 7XXX	申請者氏名	高専 一郎
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他( )		

【対象となる高校生等について】

ふりがな	こうせん たろう	生年月日	昭和 平成	18	年	5	月	15	日
氏名	高専 太郎								
在学する学校	学校の名称	長野工業高等専門学校							
		国立・公立・私立							
		学校の種類・課程・学科：高等専門学校（1～3学年）							
	学校の所在地	長野	都道府県	長野	市区町村	大字徳間716			
学校設置者の名称	独立行政法人 国立高等専門学校機構								
在学期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 月 日								
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □				
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □				

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
在学する学校	学校の名称	国立・公立・私立				
		学校の種類・課程・学科：				
	学校の所在地	都道府県	市区町村			
	学校設置者の名称					
在学期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	

裏面にも記入欄があります

【保護者等の収入の状況について】(該当する口にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤もしくは⑥または(3)のいずれかの口にレ印を付けてください。) 離婚、死別等により親権者が1人の場合、 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する事項を専断して行うことができる者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計維持者(両親等)2名 生徒が在学中であり、申請の時点まで生計を維持する者に 変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合

該当するものにチェック

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【生業扶助の受給状況について】 ※必須項目

上記【保護者等の収入の状況について】の(2)または(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、口にレ点を付けてください。

私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。

↑赤枠内(2)、(3)にチェックした場合はチェック

【扶養親族の状況について】(非課税世帯のみ記入してください。)

※当該世帯に認定基準日において、高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
扶養	姉	松本 咲子	平成16年4月5日	長野県△△高等学校3年生	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	父
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

7月1日現在、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入(親権者、本人、中学生以下の兄弟姉妹は記入不要)

誰の扶養であるか記入

長野県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書

※必須項目

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、長野県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は長野県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな
	TEL ( ) -	申請者氏名
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他 ( )	

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
在学する学校	学校の名称	長野工業高等専門学校				
		○国立・公立・私立				
		学校の種類・課程・学科：高等専門学校（1～3学年）				
	学校の所在地	長野	都道府県	長野	市区町村	大字徳間716
学校設置者の名称	独立行政法人 国立高等専門学校機構					
在学期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	
	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
在学する学校	学校の名称	国立・公立・私立				
		学校の種類・課程・学科：				
	学校の所在地	都道府県	市区町村			
	学校設置者の名称					
在学期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	
	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	

様式1-2 (その3)

【保護者等の家計急変の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	<b>親権者(両親)2名分</b> 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	<b>親権者1名分</b> (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤もしくは⑥または(3)のいずれかの□にレ印を付けてください。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	<b>未成年後見人( )名分</b> 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	<b>生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名</b> 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	<b>主たる生計維持者1名分</b> ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	<b>生徒本人</b> ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合

【生業扶助の受給状況について】

※必須項目

下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	---

【扶養親族の状況について】

※当該世帯に、認定基準日において、高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
扶養親族の状況					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

## 記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の1～5は除きます。
  - 1 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - 2 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - 3 法人である未成年後見人
  - 4 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - 5 その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
- ハ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」は、⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の確認書類を添付してください。
- ホ ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

## 留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。



令和5年7月1日

長野県教育委員会教育長 様

記入日を記入

高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書

※必須項目

次の4点を確認の上、口にし点を付けてください

確認してチェック

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、長野県の求めに従いその金額を即時返還します。
- 私は長野県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行いません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設（母子生活支援施設の高校生等を除く）の支弁対象ではありません。

申請者氏名欄は保護者の名前を記入

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒 381-0000	ふりがな	こうせん いちろう
	長野県〇〇市..... TEL (026) 2△△ - 7XXX	申請者氏名	高専 一郎
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他（ ）		

【対象となる高校生等について】

ふりがな	こうせん はなこ	生年月日	昭和 平成	18	年	5	月	15	日
氏名	高専 花子								
在学する学校	学校の名称	長野工業高等専門学校							
		国立・公立・私立							
		学校の種類・課程・学科：高等専門学校（1～3学年）							
	学校の所在地	長野	都道府県	長野	市区町村	大字徳間716			
学校設置者の名称	独立行政法人 国立高等専門学校機構								
在学期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 月 日								
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □				
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □				

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
在学する学校	学校の名称	国立・公立・私立				
		学校の種類・課程・学科：				
	学校の所在地	都道府県	市区町村			
	学校設置者の名称					
在学期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 月 日					
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	



様式1-2 (その3)

【保護者等の家計急変の状況について】 (該当する□にレ印を付けてください。)

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者 (両親) 2名分 生徒が未成年 (18歳未満) であり、親権者 (両親) が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者 1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤もしくは⑥または③) のいずれかの□にレ印を付けてください。 離婚、死別等により親権者が1人の場合、 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 ( ) 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人に関する書類を添付してください。後見人が、法人である場合又は財産に関する書類を添付してください。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計維持者 (両親等) 2名 生徒が在学中に成人となった場合、成人となる直前まで生計維持者として申請の時点まで生計を維持する者に 変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者 1名分 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合

該当するものにチェック

【生業扶助の受給状況について】 ※必須項目

下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第36条の規定による生業扶助は受給していません。
-------------------------------------	---

【扶養親族の状況について】

※当該世帯に、認定基準日において、高校生等以外に15歳 (中学生を除く。) 以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
扶養	姉	高専 咲子	平成15年9月9日	長野県△△高等学校 3年生	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 通信制	父
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

7月1日現在、15歳 (中学生を除く。) 以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入 (親権者、本人、中学生以下の兄弟姉妹は記入不要)

誰の扶養であるか記入

様式第2号

年 月 日

長野県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金口座振込依頼書

長野県教育委員会教育長から給付される奨学給付金については、下記の口座に振り込んでください。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	印

記

銀行以外	金融機関名				支店名				預金種別		口座番号							
									1 普通 2 当座									
ゆうちょ銀行	金融コード				通帳記号				通帳番号									
	9	9	0	0	1				0									
口座名義人	住所																	
	〒																	
	氏名																	
	カナ																	
	漢字																	

※ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関のどちらかに記入してください。ただし、長野県内に本支店のある金融機関としてください。

※ゆうちょ銀行の場合の通帳記号は、記入していただく3桁の数字うち、1番右側の欄には8と記入してください。

※原則として、口座名義は、申請者の口座名義としてください。

令和 年 月 日

長野県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金口座振込依頼書

長野県教育委員会教育長から給付される奨学給付金については、下記の口座に振り込んでください。

申請者住所	〒 381-0000 長野県〇〇市.....	ふりがな	こうせん いちろう
		申請者氏名	高専 一郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">一高 郎専</span>

どちらかを選択して記入してください

※長野県内に本支店のある金融機関としてください。

※振込の関係上、ゆうちょ銀行の場合の通帳記号は、記入していただく3桁の数字うち、1番右側の欄には8と記入してください。

銀行以外	金融機関													通帳記号			通帳番号		
	9	0	0	1			8	0											
口座名義人	住所																		
	〒 381-0000 長野県〇〇市.....																		
	氏名																		
	カナ	コ	ウ	セ	ン			イ	チ	ロ	ウ								
漢字	高 専 一 郎																		

口座名義は、申請者の口座名義としてください

※ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行県内に本支店のある金融機関としてください。

※ゆうちょ銀行の場合の通帳記号は、記入していただく3桁の数字うち、1番右側の欄には8と記入してください。

※原則として、口座名義は、申請者の口座名義としてください。

年 月 日

### 扶 養 誓 約 書

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

記

扶養者住所	
ふりがな	
扶養者氏名	

ふりがな	
被扶養者氏名	
ふりがな	
被扶養者氏名	
ふりがな	
被扶養者氏名	

令和 年 月 日

### 扶 養 誓 約 書

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

記

扶養者住所	〒381-0000 長野県〇〇市.....
ふりがな	こうせん いちろう
扶養者氏名	高 専 一 郎

申請者氏名欄は保護者の名前を記入

ふりがな	こうせん さきこ
被扶養者氏名	高 専 咲 子
ふりがな	こうせん たろう
被扶養者氏名	高 専 太 郎
ふりがな	こうせん はなこ
被扶養者氏名	高 専 華 子

7月1日現在、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、学生本人と併せてそれぞれ記入  
 (親権者, 中学生以下の兄弟姉妹は記入不要)  
  
 ◎上記に記載した被扶養者全員分の健康保険証の写しを併せて提出してください